

旗の位置に関するものは次の通りです。  
 お調べの土地が境界付近の場合は、  
 担当課にご確認ください。

区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
	建蔽率：80%
	容積率：400%
高度地区	高度地区（最高限）：第7種高度地区
	防火・準防火地域
	準防火地域
	建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）
	建築基準法第22条による区域
	駐車場条例の附置義務区域
	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
景観計画	景観計画（全市域）
図面番号	103
図面番号（旧）	97

（凡例）

第1種低層住居専用地域	近隣商業地域	準工業地域（第5種高度地区）	用途界
第2種低層住居専用地域	商業地域（第7種高度地区）	準工業地域（第7種高度地区）	道路界
第1種中高層住居専用地域	商業地域（第6種高度地区）	工業地域（第5種高度地区）	地番界（区域区分のみ）
第2種中高層住居専用地域	商業地域（最低限1種高度地区）	工業地域（第7種高度地区）	地形地物界等（区域区分のみ）
第1種住居地域	商業地域（最低限2種高度地区）	工業専用地域	都市計画道路
第2種住居地域	商業地域（最低限3種高度地区）	最低限3種高度地区	都市計画河川
準住居地域	市街化調整区域		※区域区分界については線種ごとに色分け

容積率  
 用途地域  
 建蔽率

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
 注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

# 建築基準法道路種別（指定道路図）



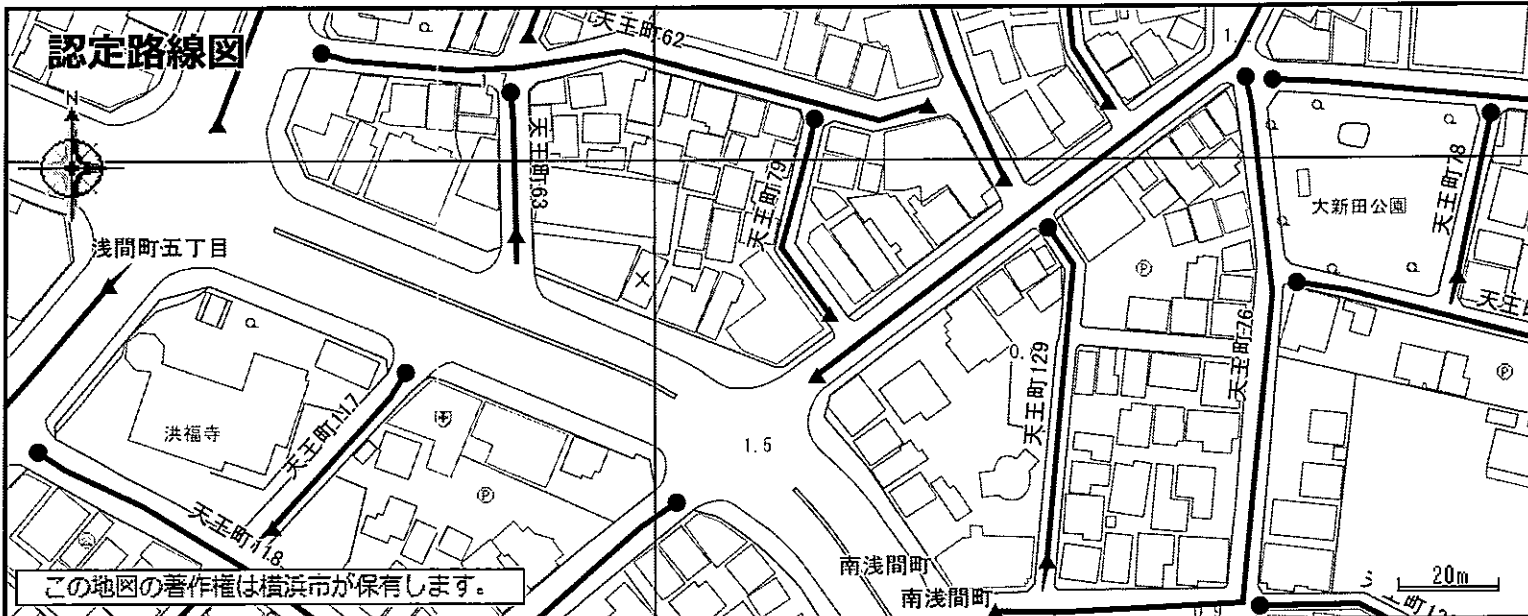
旗の位置に関するものは次の通りです。  
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域 建蔽率：80% 容積率：400%
高度地区	高度地区（最高限）：第7種高度地区
防火・準防火地域	防火地域
建築基準法道路種別（指定道路図）	法第42条第1項第1号道路
建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）	建築基準法第22条による区域
駐車場条例の附置義務区域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
景観計画	景観計画（全市域）
図面番号	103
図面番号（旧）	97

## （凡例）

- 法第42条第1項第1号道路（道路幅員4m以上）
  - 法第42条第1項第2号道路（道路幅員4m以上）
  - 法第42条第1項第3号道路（道路幅員4m以上）
  - 法第42条第1項第4号道路（道路幅員4m以上）
  - 法第42条第1項第5号道路（道路幅員4m以上）
  - 法第42条第1項道路
  - 法第42条第2項道路
  - 法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地
  - 法第42条（道路）に該当しない（否道路）
- （白色交差斜線） 狭あい道路整備促進路線

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。  
注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。



・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・横浜市地形図複製承認番号 平15都第6036号

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年4月2日

【 認定路線図 】

- ・動産登記法第14条地図作成地区の場合  
この地区は、道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合  
この地区は、道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)
- ・当情報における認定路線図は、横浜市内の道路法上の道路（公道）のうち、国道指定区間や有料道路等横浜市が管理していない道路を除いたものを表す参考図面です。
- ・公道か私道かの別の確認や道路台帳図を閲覧する際の索引図としてご利用ください。
- ・認定路線図は、測量図ではありませんので、必ずしも現況や道路区域と一致するものではありません。
- ・図面境付近の路線や路線名が重なって表示された場合などについては、路線名等が、正確に表示されていない場合があります。

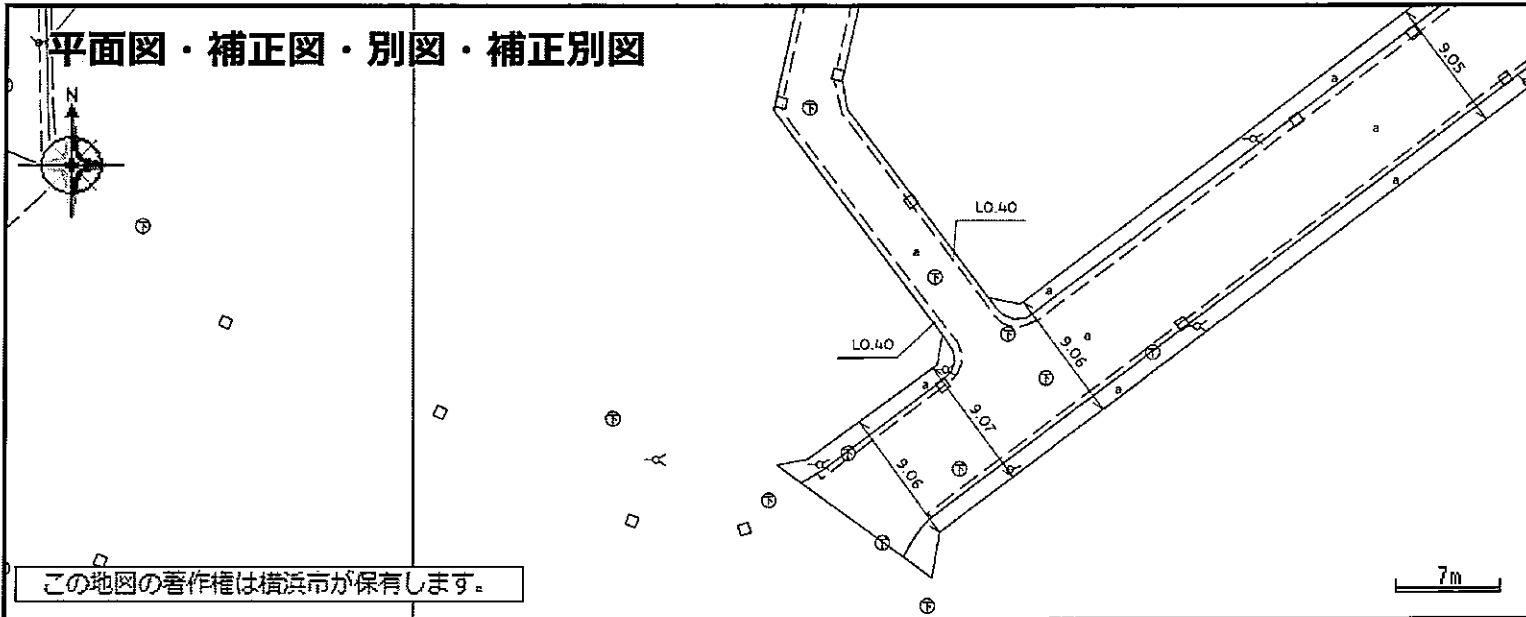
(凡例)

- ・・・路線の起点
- ▲・・・路線の終点

美しが丘西100・・・路線名(美しが丘西100号線)

メッシュ番号 | 路線番号

# 平面図・補正図・別図・補正別図



この地図の著作権は横浜市が保有します。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年4月2日

【 平面図 】

- ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていきますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

- ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

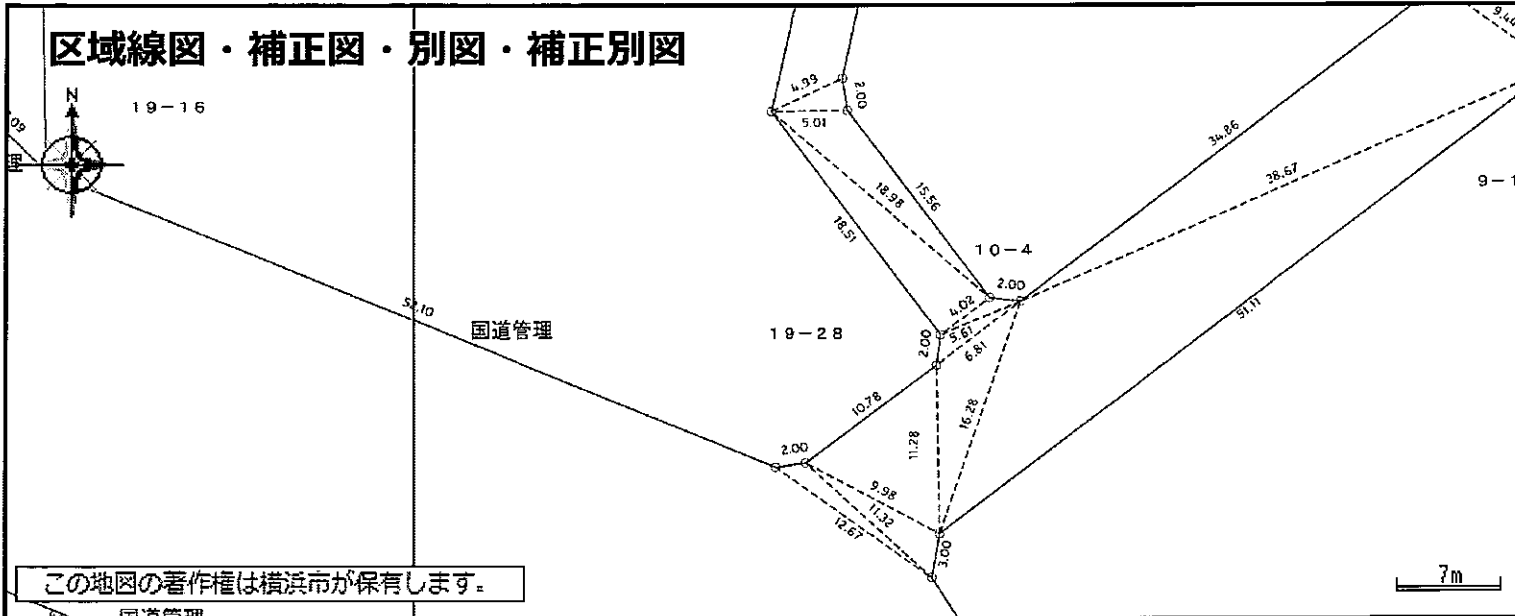
- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていきますので内容については、道路台帳図と同等です。
- ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

- ・動産登記法第14条地図作成地区の場合  
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合  
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

横浜市道路局  
2021/4/2 15:55:59

# 区域線図・補正図・別図・補正別図



・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年4月2日

この地図の著作権は横浜市が保有します。

- 【 区域線図 】**
- ・当情報における区域線図は、道路の区域を表した図面で、道路と隣接する土地との境界点とその点間距離を記載しています。（道路台帳平面図に記載されている場合があります。）
  - ・区域線は、すべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所で道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。
  - ・図面境については、距離表示が二重に記載されている場合があります。また、区域線が図面境の途中で切れているものは、道路台帳平面図に記載されている場合がありますので、道路台帳平面図も確認してください。
- 【 補正図 】**
- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
- 【 別図 】**
- ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
  - ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。
- 【 別図補正図 】**
- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
  - ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。
- 【 共通事項 】**
- ・動産登記法第14条地図作成地区の場合  
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
  - ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合  
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)
  - ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

横浜市道路局  
2021/4/2 15:56:44

道路内給水管情報

(宅地内給水管の情報は表示していません。)

対象水栓番号

80-58492

管種

SGP-VB

口径

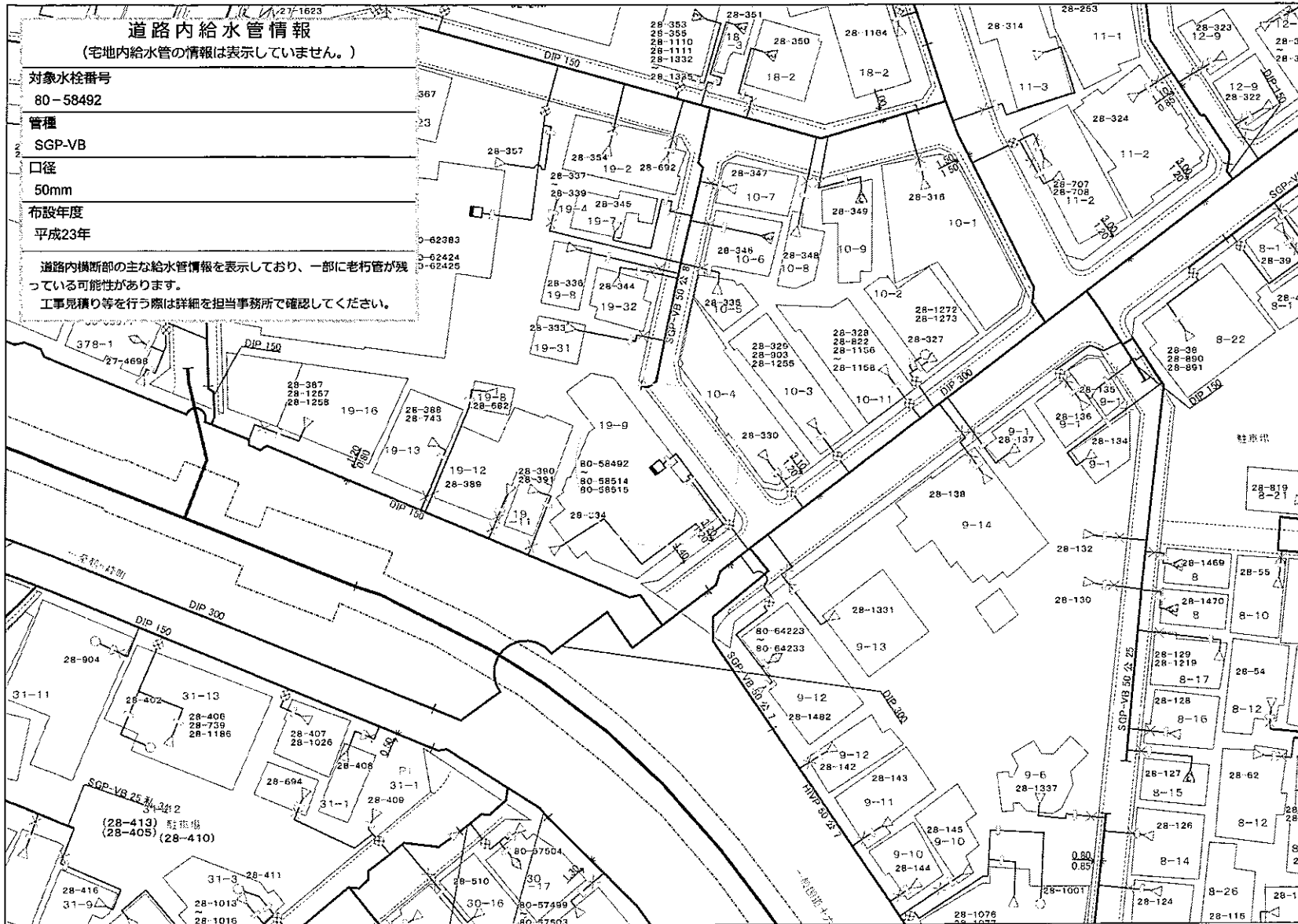
50mm

布設年度

平成23年

道路内横断部の主な給水管情報を表示しており、一部に老朽管が残っている可能性があります。

工事見積り等を行う際は詳細を担当事務所でご確認ください。



凡例

給水装置

- 受水槽式
- 直結式
- 直結式(3階)
- 直結式(4階)
- 直結式(5階)
- 直結増圧給水
- 2直3増圧
- 3直4増圧
- 直結増圧給水猶予
- 高麗水槽直結直圧式
- 高麗水槽直結増圧式
- 高麗水槽直結増圧【猶予】式

(管種)      メータ      止水栓

DIP      150     

(口径 mm)

DIP      150     

(管種)      (口径 mm)

・口径350mm以上の管路は

グレー表示

・弁種類(消火栓、制水弁、空気弁等)は表示していません。

水道配管平面図を利用する上での注意事項

この平面図はできる限り最新の管路情報を提供できるように努めておりますが、水道工事完成から最新データがシステム入力されるまでに時間を要することから現地の状況と整合しない場合があります。

最新の情報が必要な場合や設計・工事見積り等の協議を要する場合は、現地担当事務所でご調査をお願いします。

なお、個人情報を含む管路情報の提供には、本人確認及び委任状等が必要です。

口径 350mm以上の管情報については、敷設位置についてはグレーで表示しておりますが、管種・口径については本図面では表示していません。工事計画等を立てられる場合は、必要に応じて現地担当事務所へ調査し、設け事故等の対策を実施してください。

この図面の作成に当たっては、横浜市道路局のデータベースを使用しました。

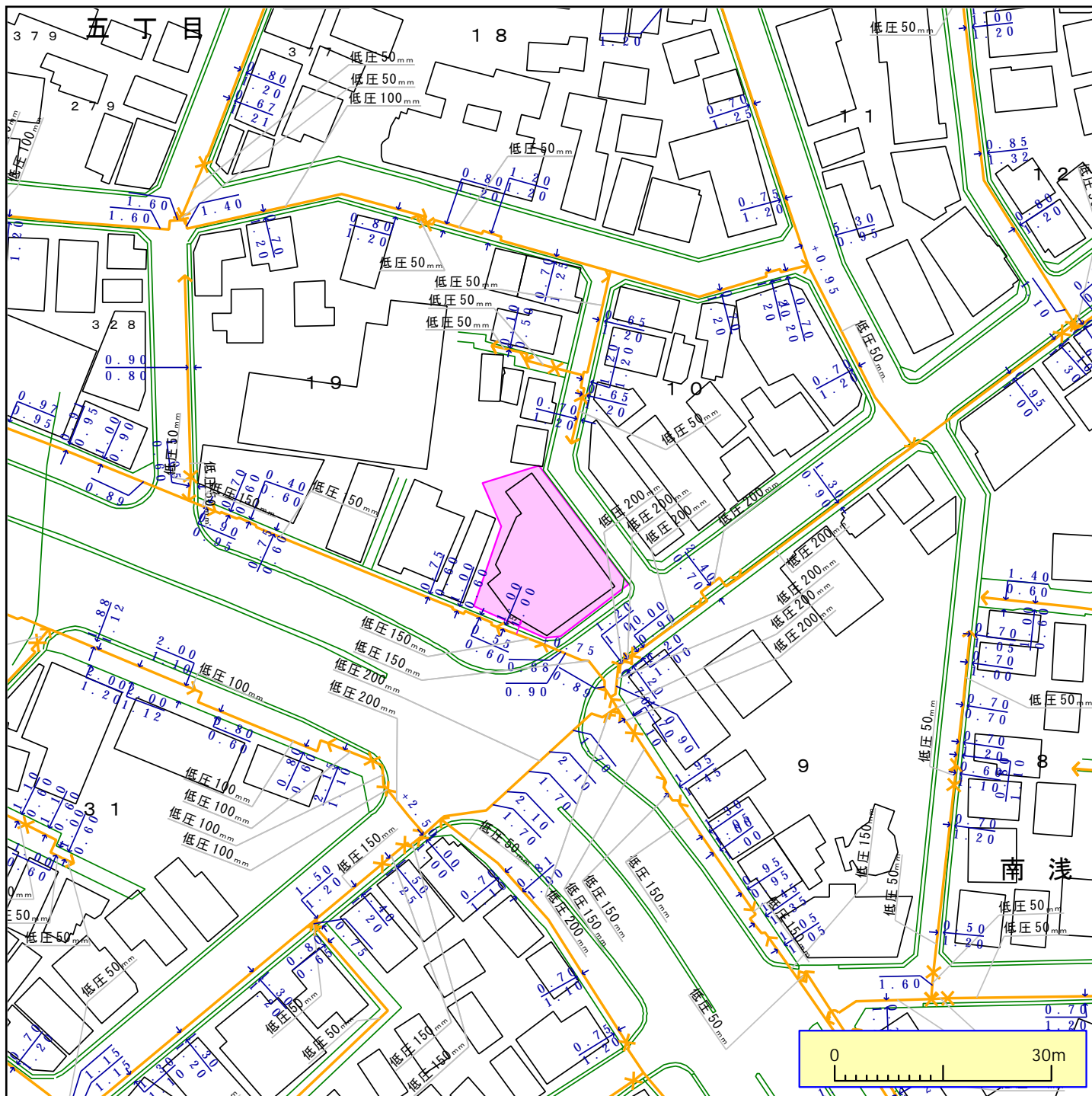
(C)横浜市道路局 許可なく複写複製を禁ず。

図面番号：7-11：8-3

縮尺：1/500 (A3印刷時)  
 出図年月日：2021年04月02日  
 出図時刻：15時40分04秒

横浜市水道局

ウェブサイト出図 ID: 02209566



ガス管圧力の種類と凡例、用途 (高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください)

(1) 高圧: 表示なし、輸送用のみ (2) 中圧: 輸送用と主に産業用途 (3) 低圧・中間圧: 家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。

弊社がガス本管埋設状況確認サービス(以下「本サービス」とします)でご提供する情報は、地形、道路形態、家形、高圧を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。

予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則6ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガス(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社

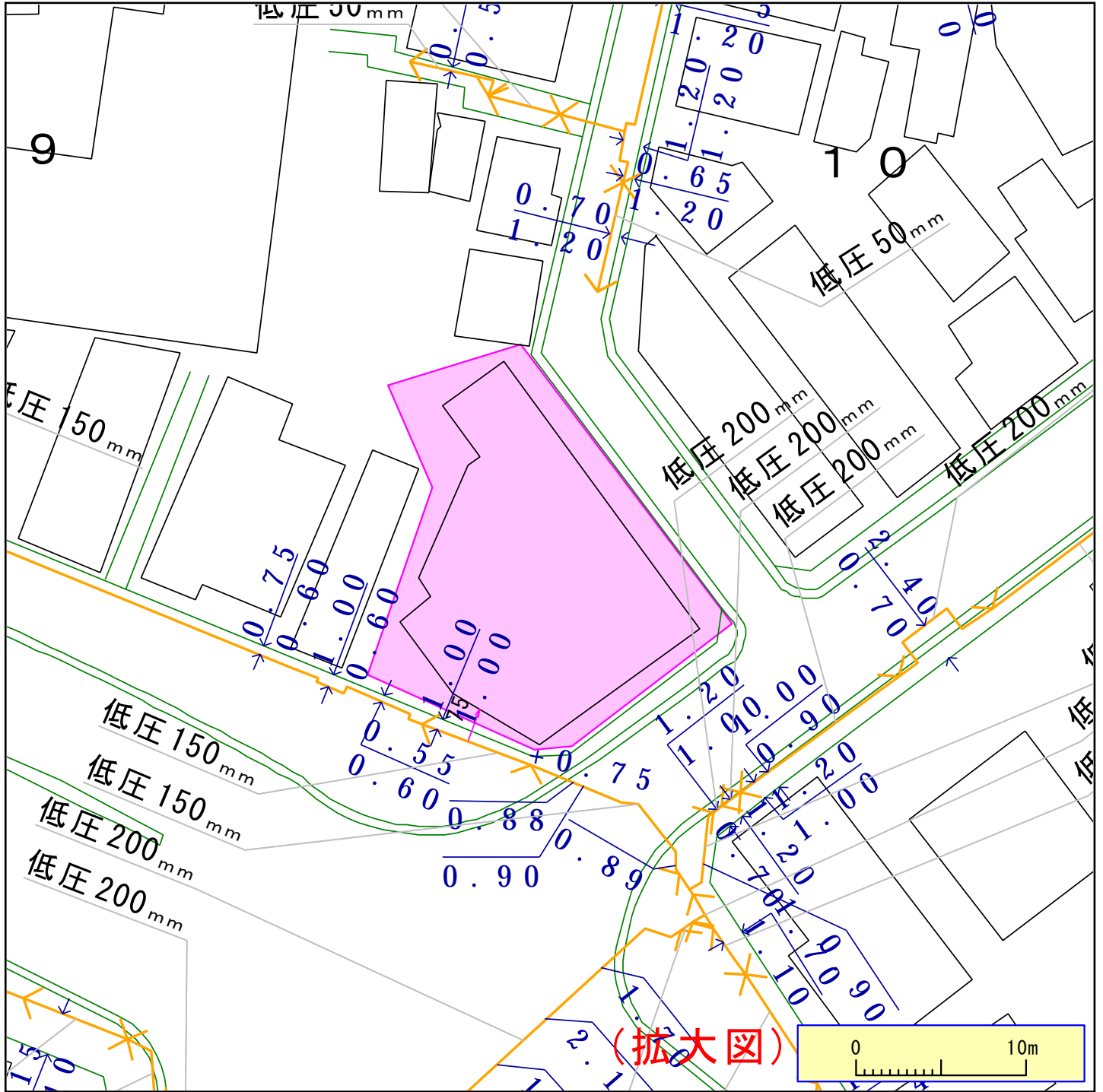
(お問合せ先)

担当部署: 本管埋設状況確認センター

営業担当者: 東京ガス(株)

TEL: 03-5322-8910

E-mail: maichok@tokyo-gas.co.jp



ガス管圧力の種類と凡例、用途 (高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください)  
 (1) 高圧: 表示なし、輸送用のみ (2) 中圧: —— 輸送用と主に産業用途 (3) 低圧・中間圧: —— 家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。  
 弊社がガス本管埋設状況確認サービス(以下「本サービス」とします)でご提供する情報は、地形、道路形態、家形、高圧を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則6ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。  
 本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガス(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社

(お問合せ先)  
 担当部署: 本管埋設状況確認センター  
 営業担当者: 東京ガス(株)

TEL: 03-5322-8910 E-mail: maichok@tokyo-gas.co.jp



# 建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書

第 11002 号  
令和 3年 4月 2日

横浜市長 林 文子



次のとおり 完了検査台帳 に記載してある事項と相違ないことを証明します。

1. 建築確認済証番号・年月日	10ABNT-0742	平成23年 2月25日
2. 変更確認済証番号・年月日	なし	
3. 中間検査合格証番号1・年月日	10ABNT-0742	平成23年 7月 6日
4. 中間検査合格証番号2・年月日	10ABNT-0742	平成23年 8月 9日
5. 検査済証番号・年月日	11ABNT-01-0742	平成24年 1月13日

## 6. 建築物の概要

(1) 敷地の地名地番	神奈川県横浜市西区南浅間町19-9他		
(2) 主要用途	共同住宅		
(3) 敷地面積		360.19	m <sup>2</sup>
(4) 建築面積	申請部分	218.11	m <sup>2</sup>
	申請以外の部分	0.00	m <sup>2</sup>
	合計	218.11	m <sup>2</sup>
(5) 延べ面積	申請部分	1676.81	m <sup>2</sup>
	申請以外の部分	0.00	m <sup>2</sup>
	合計	1676.81	m <sup>2</sup>
(6) 工事種別	■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替		
(7) 主たる建築物の構造	RC造(鉄筋コンクリート造)		
(8) 主たる建築物の階数	地階を除く階数(地上階数)	9	階
	地階の階数	0	階
(9) 棟数		1	棟

## 7. 建築主

(1) 住所	東京都練馬区石神井町2-26-11
(2) 氏名	一建設株式会社 代表取締役 小泉 公善
(3) 建築主数	1 人
(4) 連名者氏名	

注意:この証明は、建築の現況を証明しているものではありません。

## 第三号様式（第一条の三、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

建築計画概要書  
（第一面）

## 建築主等の概要

## 【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ハジメケンセツカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク コイズミ キミヨシ  
【ロ. 氏名】 一建設株式会社 代表取締役 小泉 公善  
【ハ. 郵便番号】 177-0041  
【ニ. 住所】 東京都練馬区石神井町2-26-11

## 【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 73010 号  
【ロ. 氏名】 西尾 千春  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都知事) 登録第 29067 号  
株式会社 西尾建築設計  
【ニ. 郵便番号】 145-0075  
【ホ. 所在地】 東京都大田区西嶺町26-9  
【ヘ. 電話番号】 03-3750-2291

## 【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 73010 号  
【ロ. 氏名】 西尾 千春  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都知事) 登録第 29067 号  
株式会社 西尾建築設計  
【ニ. 郵便番号】 145-0075  
【ホ. 所在地】 東京都大田区西嶺町26-9  
【ヘ. 電話番号】 03-3750-2291  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図・電気図・設備図一式

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 233248 号  
【ロ. 氏名】 小川 和昭  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都知事) 登録第 35694 号  
株式会社 星設計  
【ニ. 郵便番号】 101-0024  
【ホ. 所在地】 東京都千代田区神田和泉町1-5-7 甲南ビル5階  
【ヘ. 電話番号】 03-5833-2961  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

■建築士法第20条の2第1項の表示をした者

- 【イ. 氏名】 小川 和昭  
【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 1024 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

## 【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 登録番号】  
【ト. 意見を聴いた設計図書】

## 【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (一級 ) 建築士 (大臣 ) 登録第 7 3 0 1 0 号  
【ロ. 氏名】 西尾 千春  
【ハ. 建築士事務所名】 (一級 ) 建築士事務所 (東京都知事 ) 登録第 2 9 0 6 7 号  
株式会社 西尾建築設計  
【ニ. 郵便番号】 145-0075  
【ホ. 所在地】 東京都大田区西嶺町 2 6 - 9  
【ヘ. 電話番号】 03-3750-2291  
【ト. 工事と照合する設計図書】 確認申請図書一式
- 

## 【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】  
【ロ. 営業所名】 建設業の許可( ) 第 号  
  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】
- 

## 【7. 備考】

(仮称) 西横浜新築工事

---

建築計画概要書 (第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 神奈川県横浜市西区南浅間町 19-9 他			
【2. 住居表示】 神奈川県横浜市西区南浅間町			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】			
<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定 ) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4. 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
【5. その他の区域、地域、地区、街区】			
<input type="checkbox"/> 法第 22 条区域 <input type="checkbox"/> 法第 52 条第 7 項適用区域 第種高度地区			
【6. 道路】			
【イ. 幅員】		27.000 m	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】		12.400 m	
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(1) ( 360.19 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
	(2) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ロ. 用途地域等】	( 商業地域 ) ( ) ( ) ( )		
【ハ. 建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率】	( 400 % ) ( 0 % ) ( 0 % ) ( 0 % )		
【ニ. 建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率】	( 80 % ) ( 0 % ) ( 0 % ) ( 0 % )		
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) 360.19 m <sup>2</sup>		
	(2) 0.00 m <sup>2</sup>		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		400 %	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		90 %	
【チ. 備考】 [敷地面積備考] 角地緩和適用 [前面道路種別] 法第 42 条第 1 項第 1 号			
【8. 主要用途】 (区分 08030) 共同住宅			
【9. 工事種別】			
<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【10. 建築面積】	(申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )		
【イ. 建築面積】	( 218.11 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 218.11 m <sup>2</sup> )		
【ロ. 建蔽率】	60.55 %		
【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )			
【イ. 建築物全体】	( 1676.81 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 1676.81 m <sup>2</sup> )		
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( 142.58 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 142.58 m <sup>2</sup> )		
【ホ. 自動車庫等の部分】	( 186.42 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 186.42 m <sup>2</sup> )		
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ト. 蓄電池の設置部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【チ. 自家発電設備の設置部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【リ. 貯水槽の設置部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ス. 宅配ボックスの設置部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ル. 住宅の部分】	( 1347.81 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 1347.81 m <sup>2</sup> )		
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> ) ( 0.00 m <sup>2</sup> )		
【ワ. 延べ面積】	1347.81 m <sup>2</sup>		
【カ. 容積率】	374.19 %		

【12. 建築物の数】

- 【イ. 申請に係る建築物の数】 1  
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物 )

- 【イ. 最高の高さ】 ( 28.590 m)( 0.000 m)  
 【ロ. 階数】 地上( 9 階)( 0 階)  
                   地下( 0 階)( 0 階)  
 【ハ. 構造】 R C 造 (鉄筋コンクリート造)  
 【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

中高層建築物等住環境保全条例、街づくり協議地区

【15. 工事着手予定年月日】 平成23年 3月 1日

【16. 工事完了予定年月日】 平成24年 1月31日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

- (第 1 回) 平成23年 4月30日 ( 基礎配筋完了時 )  
 (第 2 回) 平成23年 5月30日 ( 2階の床及びはりの配筋完了時 )  
 (第 回) ( )  
 (第 回) ( )  
 (第 回) ( )  
 (第 回) ( )

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

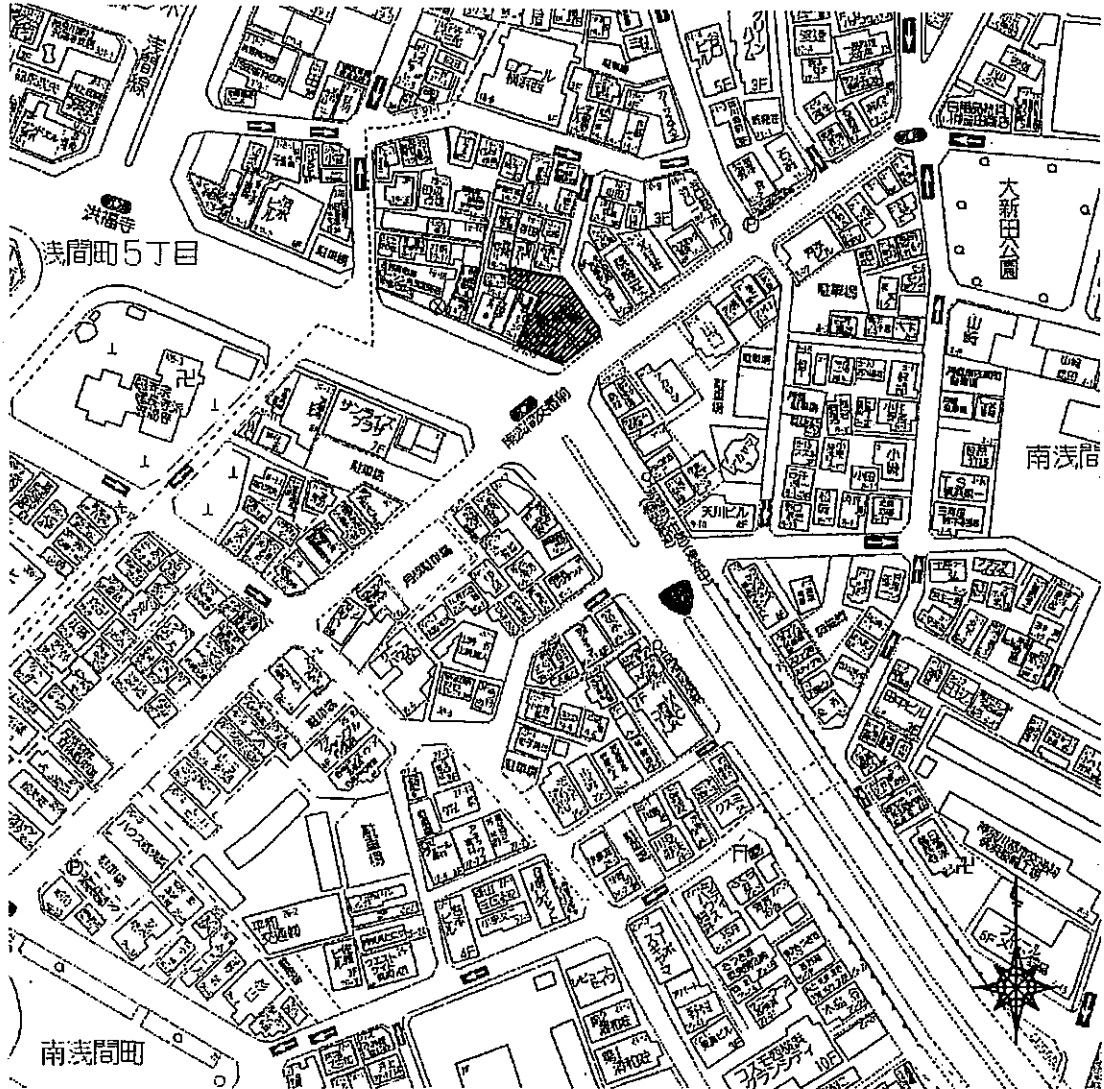
【19. その他必要な事項】

定期報告対象特殊建築物

建築計画概要書 (第三面)

H22 確申建築よこはま13770

付近見取図



配置図 別添参照



## 第三十七号様式（第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

## 建築基準法令による処分等の概要書

## 【1. 建築確認】

【イ. 確認済証交付者】 アウェイ建築評価ネット株式会社  
【ロ. 確認済証番号】 第 10ABNT-0742 号 【ハ. 交付年月日】 平成23年 2月25日  
(計画変更の確認)

## (構造計算適合性判定)

【イ. 判定結果通知書交付者】  
【ロ. 判定結果通知書交付番号】 第 号 【ハ. 交付年月日】  
【イ. 判定結果通知書交付者】  
【ロ. 判定結果通知書交付番号】 第 号 【ハ. 交付年月日】  
【イ. 判定結果通知書交付者】  
【ロ. 判定結果通知書交付番号】 第 号 【ハ. 交付年月日】

## 【2. 中間検査】

(1) 【イ. 特定工程】 基礎配筋完了時  
【ロ. 検査日】 平成23年 7月 4日  
【ハ. 中間検査合格証交付者】 アウェイ建築評価ネット株式会社  
【ニ. 中間検査合格証番号】 第 10ABNT-0742 号 【ホ. 交付年月日】 平成23年 7月 6日  
(2) 【イ. 特定工程】 2階の床及びはりの配筋完了時  
【ロ. 検査日】 平成23年 8月 8日  
【ハ. 中間検査合格証交付者】 アウェイ建築評価ネット株式会社  
【ニ. 中間検査合格証番号】 第 10ABNT-0742 号 【ホ. 交付年月日】 平成23年 8月 9日

## 【3. 完了検査】

【イ. 検査日】 平成24年 1月13日  
【ロ. 検査済証交付者】 アウェイ建築評価ネット株式会社  
【ハ. 検査済証番号】 第 11ABNT-01-0742 号 【ニ. 交付年月日】 平成24年 1月13日

## 【4. その他の処分】

## 【5. 定期報告等】

## 【6. 備考】